

# シルバー人材センターの契約形態が変わります。

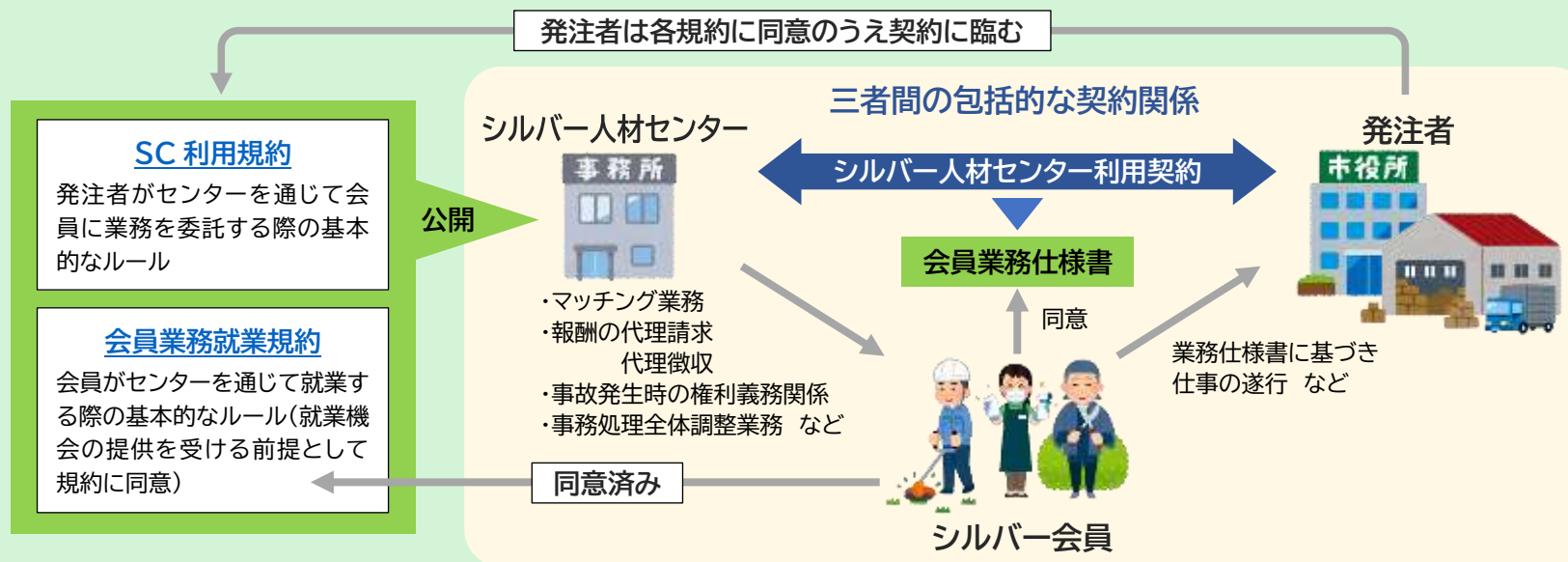
略称フリーランス新法が令和5年5月に公布され、令和6年11月1日に施行されます。  
シルバー人材センターがこの法律に対応するためには、契約形態の見直しが必要となりました。

## 見直し後も変わらないこと

- ・今までどおり、センターが発注者から仕事の依頼を受け、会員に依頼します。
- ・発注者から会員に直接連絡がいくことはありません。
- ・配分金についても、発注者への請求はセンターが行い、会員にはセンターからお支払いします。

## 見直し後に変わる点

- ・発注者、センター、会員の三者間での契約となります。これは、会員がセンターから送られる「会員業務仕様書」に同意(署名不要)することで成立します。
- ・「会員業務仕様書」を各会員に郵送でお送りすることによる事務量の増大に対応するため、シルバー人材センター専用アプリ Smile to Smile(会員専用サイト)が開発されました。これは、スマートフォンまたはパソコンから会員専用サイトへ会員がアクセスして使用します。
- ・会員の皆様にこの Smile to Smile の使い方を知っていただくため専門の職員を配置しております。



## 【新たな契約形態のポイント】

- ・すべての契約において不変の事項は「規約」としてまとめて約款の扱いとする。(SC利用規約及び会員業務就業規約はHPに掲載し公開)
- ・三者間の包括的契約関係を成立させるために、原則、書面又は電磁的方法による就業条件(会員業務仕様書)の明示及び会員の同意(署名不要)が必要。
- ・発注者が個人家庭の場合は、利用契約の締結及び会員への就業条件明示は口頭でも差支えない。(個人家庭は、フリーランス法上の事業者には該当しないと解されるため。)
- ・発注者とセンターとの契約関係は、準委任。この場合、契約書は課税文書に該当しないため印紙不用。